

誓約事項及び競争入札参加資格確認に係る注意

1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本案件の競争入札参加資格確認申請者は、競争入札参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなします。ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

なお、虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

誓 約 事 項

当社（私）は、本案件の競争入札参加資格確認申請日において、入札公告等に記載されている競争入札参加資格に関する要件を全て満たしています。

2 競争入札参加資格確認についての注意事項

「かながわ電子入札共同システム」により競争入札参加資格「有」とされた場合でも、その後において競争入札参加資格に関する要件を満たさなくなった者の入札は無効としますのでご注意ください。

3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したＩＣカード以外は認められません。

制限付き一般競争入札参加資格等説明書（整理番号 052）

1 入札に付する事項

工事名 令和8年度公共下水道事業長寿命化改築更新工事（その1）

別紙「入札案件概要書」（以下「概要書」という。）のとおり

なお、この入札は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）で執行します。執行は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）に基づき行います。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格の要件

この入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たすことが必要です。

ア 令和7・8年度茅ヶ崎市競争入札参加資格者名簿に入札案件ごとに指定された登録業種で登録が認定されている者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に規定する指示又は営業停止を受けていない者であること。

エ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準（平成12年2月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

オ 本市に税の納付義務を有する者にあつては、これらの滞納がない者であること。

カ 社会保険等の制度に加入していること。（任意適用事業所を除く。）

キ 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づく建設業退職金共済契約を締結している者又は雇用されている者が退職する際に一時金を支給している者であること。

ク この入札に参加しようとする者の代表者が、この入札に参加しようとする他の者の代表者又は管財人を兼ねていないこと。

ケ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第3号から第5号までに該当しない者であること。また、契約後に該当することが判明した場合には当該契約を解除する。

コ その他入札案件ごとに必要な資格として概要書に記載された要件を満たす者であること。

(2) 入札参加資格の確認等

入札に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格について申請し、確認を受けることが必要です。

ア 競争参加資格確認申請書は、電子入札システムにより、概要書に記載された期間内に必ず提出してください。

イ 受付の期間に入札参加資格の確認申請を行わなかった者及び入札参加資格が

ないと認められた者は、入札に参加することはできません。

ウ 入札参加資格確認通知書は、概要書に記載された日時に電子入札システムの競争参加資格確認通知書により行います。

エ 入札参加資格を認められない者は、その理由について説明を求めることができます。この場合、概要書に記載された日時までに茅ヶ崎市経営総務部契約検査課にその旨を記載した書面を提出してください。

(3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が、次のア又はイに該当する場合は、この入札に参加することはできません。

ア 入札時において、(1)に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

イ 確認申請に必要な書類に虚偽の記載があったとき。

3 設計図書等

この入札の設計図書等の配付方法等は、概要書及び次のとおりとします。

(1) 配布方法（無償）

入札に必要な設計図書等一式を入札情報サービスシステムからダウンロードしてください。ただし、データ容量の都合等により入札情報サービスシステムへの添付ができない場合に限り、茅ヶ崎市ホームページに設計図書等を掲載します。

入手方法は、茅ヶ崎市ホームページ「工事等における設計図書等の配布について」で確認してください。

ア ダウンロード期間

概要書に記載された期間

イ ダウンロードにより入手したファイルは当該案件の積算用資料ですので、それ以外の用途には使用しないでください。

(2) 当該工事に対する質問等

ア 当該工事の設計図書等に対する質問は、概要書に記載された期間内に電子入札システムにて受け付けます。

イ 質問に対する回答は、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

ウ イに記載する回答内容又は入札に係る書類の修正内容（正誤表等）に関する再質問がある場合に限り、概要書に記載された日時までの間に電子メールでの質問を受け付けますので、次のアドレスに質問書を送信してください。

（ア） 電子メールアドレス keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

（イ） 電子メールの「件名」には、当該工事名を記載して下さい。

再質問があった場合、再回答については、概要書に記載された日時に電子入札システムにより行います。

4 入札及び開札の日時

(1) 入札書の受付及び締切り

入札書は、電子入札システムにより概要書に記載した日時までに提出してください。

(2) 開札

概要書に記載された日時

5 入札執行等

(1) 最低制限価格を設定します。最低制限価格未満の金額での入札は失格とします。

(2) 入札締切時刻に遅れたときは、失格（不着）となります。

(3) 内訳書を入札書と併せて提出してください。内訳書は、入札情報サービスシステム又は茅ヶ崎市ホームページより「内訳書（令和 8 年 5 月 2 9 日更新）」をダウンロードし作成してください。所定の書式の内訳書の提出がない場合、内容が確認できない場合又は入札書と金額が一致しない場合は、無効とします。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載してください。

(5) 入札回数は、2 回を限度とします。ただし、無効、失格、辞退となった者は、再度（2 回目）の入札に参加することができません。なお、再度（2 回目）の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、当該入札は不調とし、一番低い金額で入札した者（最低制限価格未満の者を除く。）と随意契約の協議を行う場合があります。（その場合は、見積書の提出を求めます。）

(6) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とします。

落札候補者に対してのみ、7 に掲げる事後審査を行い、落札者を決定します。

イ 落札候補となるべき同価の入札をした者が 2 者以上いるときは、くじ引きにより落札候補者の事後審査順位を決定します。

ウ この入札に参加し、落札者となるためには、確認申請受付最終日の翌日から落札決定日までの全期間にわたって 2 の (1) に掲げる要件を満たす者とします。

(7) この公告の日から入札執行日までにおいて 2 の (2) による資格の確認を受けた者について茅ヶ崎市談合情報対応マニュアルの 1 の (1)（1 5 参照）に掲げる談合情報又は茅ヶ崎市公正入札調査委員会が談合情報に類すると認めた情報が茅ヶ崎市に寄せられた場合は、入札の執行を中止することがあります。

6 疑義申立て

この入札に入札書を提出した者で、設計図書等に疑義がある場合には、保留通知書の発行後から開札日の翌日の午後 3 時までの間に限り（閉庁時間及び閉庁日を除く。）、金額入り設計書の閲覧及び疑義申立てをすることができます。ただし、不調又は中

止となった入札は、疑義等申立制度の対象としません。茅ヶ崎市ホームページに掲載の「建設工事の入札に係る積算疑義申立てに関する制度及び手続方法について」をご確認ください。

7 事後審査

入札参加資格要件のうち、配置予定技術者の審査については、開札後、落札候補者に対してのみ行います。茅ヶ崎市ホームページに掲載の「建設工事請負契約等に係る一般競争入札の事後審査制度について」をご確認ください。なお、配置予定技術者は契約締結日から配置できるものとします。

ただし、設計図書等又は打合せ記録等の書面により配置予定技術者の専任を要しない期間が明確となっている場合に限り、配置予定技術者の専任を要しない期間を設定します。

契約締結日は、開札日から2週間後が目安となります。契約締結予定日の詳細については、茅ヶ崎市経営総務部契約検査課にお問い合わせください。

8 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として入札前に茅ヶ崎市に納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に茅ヶ崎市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者で、この公告の日前5年の間に国又は地方公共団体と種類を同じくする契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 契約保証金

落札者は、契約の履行保証として金銭的保証を付するものとし、当該保証金額は契約金額の100分の10以上としなければなりません。この場合において、当該保証証券は、茅ヶ崎市に寄託しなければなりません。

ただし、当該保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができます。この場合において、落札者は、当該保証証券を提出したものとみなします。

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当すると認められる入札は、無効とします。

- (1) 2の(1)に掲げる資格要件を備えない者が行った入札
- (2) 一般競争入札参加資格の確認申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札保証金を所定の日時までに納付しない者又は入札保証金が指定の額に達しない者が行った入札
- (4) 落札から契約締結までの間に談合があったと認められる場合の入札
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 事後審査の結果、無効となった入札

1 1 契約金の支払方法

- (1) 前払金は、保証事業会社の保証を受けたものについて、契約金額の10分の4を超えない範囲内で請求を受けた日から起算して20日以内に支払います。
- (2) 中間前払金（茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第39条第2項の規定による前払金をいう。）は、市長の認定及び保証事業会社の保証を受けたものについて、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、前号の前払金との合計金額が契約金額の10分の6を超えない範囲内とし、請求を受けた日から20日以内に支払います。
- (3) 内払金は、出来高検査に合格した後に、請求を受けた日から起算して20日以内に支払います。
- (4) 契約金は、工事完成検査に合格した後に、請求を受けた日から起算して40日以内に支払います。

1 2 契約の締結等

- (1) 落札者は、茅ヶ崎市が指定する期日をもって契約を締結するものとします。
- (2) 契約の締結に当たっては、電子契約サービスの利用を原則とします。詳細は、茅ヶ崎市ホームページ「電子契約サービスの導入について」をご確認ください。ただし、受注者の事情により書面での契約も可能とします。

1 3 契約の解除等

- (1) 落札者が、落札から契約締結までの間に2の(1)に掲げる要件のいずれかの要件を欠くに至った場合は、契約を締結しないこととします。
- (2) 契約締結後、談合があったと認められた場合は、当該契約を解除する場合があります。
- (3) 前2号のいずれに関しても、茅ヶ崎市は、落札者及び契約者の損害に係る一切の責めを負わないこととします。

1 4 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、一般競争入札の参加資格等に関し必要な事項は、茅ヶ崎市契約規則その他関係諸法令の定めるところによります。
- (2) 当該工事の予定価格については、落札者決定後公表することとします。
- (3) 現場代理人の兼任配置については、概要書に記載されたとおり。
契約金額が4,500万円未満となる場合には、「可」とします。
なお、現場代理人の兼任配置が「可」の場合については、当該工事のほか、1件の工事に限り、兼任を認めることができます。この場合において、現場代理人は、当該いずれかの工事現場に常駐しなければなりません。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源等の実施の義務付けは、概要書「建設リサイクル法の適用」に記載されたとおり。
- (5) 社会保険等の制度に加入していない（任意適用事業所を除く。）建設業者を下請とすることは、原則認めないものとする。茅ヶ崎市ホームページ「茅ヶ崎市発

注工事における社会保険等未加入対策の推進について」をご確認ください。

- (6) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、茅ヶ崎市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1 5 「茅ヶ崎市談合情報対応マニュアル」の抜粋（5の(7) 関係）

1 基本原則

- (1) 談合情報として対応する情報は、対象工事等が明らかであり、次のいずれかに該当する情報とする。

ア 談合に関与したとされる業者名あるいは落札予定とされる業者名が明らかであるもの

イ 談合が行われたとされる日、場所及び方法が明らかであるもの

ウ 落札予定金額として、設計金額に近い額を示しているもの

エ その他、談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われるもの

1 6 問い合わせ先

この入札についての問い合わせは、茅ヶ崎市経営総務部契約検査課へご連絡ください。

（連絡先 電話 0 4 6 7 - 8 1 - 7 1 1 8）